

12. 薬物依存症支援における長野県精神保健福祉センターと保健所の連携

轟敦子¹⁾、小泉典章¹⁾、上島真理子^{1) 2)}

1) 長野県精神保健福祉センター 2) 長野県健康福祉部保健・疾病対策課

キーワード：薬物依存症支援、精神保健福祉センター、保健所、連携

要旨：長野県では、平成 21 年度から 23 年度にわたり、薬物依存症対策の一環として「長野県薬物依存症対策推進事業（厚生労働省モデル事業）」（以下、モデル事業）に取り組んできた。そこで、長野県における薬物依存症対策の取組み、全国的な調査・研究結果等を整理し、今後の「刑の一部執行猶予制度」施行を見据えた地域における薬物依存症支援について考察した。結果、長野県の薬物依存症対策の取組みはそれなりに進んできているが、まだ十分とは言えず、地域における薬物依存症支援の有効性を高めるためには、関係機関の有機的な連携が必要であることが改めてわかった。その一要素として長野県精神保健福祉センター（以下、当センター）と保健所の連携について方向性を提示したので報告する。

A. 目的

昨今、薬物関連相談は増加傾向にあり、平成 25 年 6 月には「刑の一部執行猶予制度」法案が可決されるなど、地域における薬物依存症支援の充実強化は喫緊の課題となっている。これまでの長野県における薬物依存症対策の取組み、全国的な調査・研究結果等を整理し、地域における薬物依存症支援について、当センターと保健所の連携という視点から考察する。

B. 方法

1. モデル事業と当センターの取組みを整理する。
2. 薬物関連事業実施状況調査結果を引用し、全国精神保健福祉センターの薬物関連事業に関する取組み状況を紹介する。
3. 薬物処遇研究会、依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会における精神保健福祉センターと保健所の役割を確認する。
4. 1～3 を基礎データとし、今後の「刑の一部執行猶予制度」施行を見据えた地域における薬物依存症支援について、当センターと保健所の連携といった視点から考察する。

C. 結果

1. モデル事業と当センターの取組み

モデル事業とこれまでの当センターの取組みについて、3 項目に分けて概要を報告する。

1) 薬物依存症の相談体制の充実強化

- 関係機関への相談対応状況調査
- 本人、家族へ向けたリーフレットの作成
- 支援者のための相談対応ハンドブックの作成

2) 関係機関と連携した支援体制の推進

- 関係機関の役割の明確化
- 薬物依存症支援関係機関連絡会議の開催
- 薬物依存症の相談対応ガイドラインの作成

3) 本人と家族に対する個別支援の充実

- 本人と家族への聞き取り調査
- 事例検討会の開催
- 依存症当事者・家族グループミーティングの実施（治療回復プログラム等の活用）
- 刑務所出所者の引受人・家族の会における家族支援
- 県立こころの医療センター駒ヶ根において薬物治療プログラム（KOMARPP）を開始
- 薬物依存症当事者の家族会（信州薬物依存症を考える家族の会「OHANA 会」）の立ち上げ

2. 薬物関連事業実施状況調査結果の紹介

平成 24 年度地域保健総合推進事業「地域精神保健における精神保健福祉センターの役割とこれからのあり方に関する研究」の中で、全国の精神保健福祉センター（以下、センター）を対象に薬物関連事業実施状況調査を実施した。その調査結果の一部を紹介する。

- 技術支援活動、教育研修活動、組織育成活動、普及啓発活動は、半分以上のセンターが実施。
- 相談援助活動は、ほぼ全てのセンターが実施。その内訳は、個別来所相談が 9 割、家族のサポートグループ等の開催が 5 割を占め、個別継続治療、本人のサポートグループ等の開催は 1 割程度（図 1）。
- センターにおける治療回復プログラムの実施については、8 割のセンターが未実施。
- 刑の一部執行猶予制度施行を見据え、その執行猶予期間の定期的な相談対応の可否については、5 割のセンターは不可と回答。

3. 薬物処遇研究会（法務省）、依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会（厚生労働省）におけるセンターと保健所の役割の確認

1) 薬物処遇研究会におけるセンターと保健所の役割
平成 24 年 3 月法務省保護局薬物処遇研究会において、

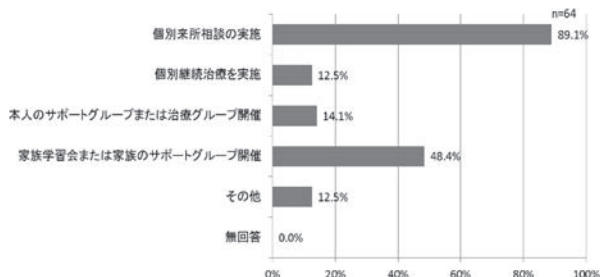


図1 センターにおける相談援助活動

保護観察終了後の薬物再乱用防止のための「地域支援ガイドライン（案）」が作成された。各関係機関の基本的役割と具体的な支援の方法について明記されている。センターと保健所の支援に関する事項を一部抜粋する。

(シ) 家族に対する支援

○保護観察所、精神保健福祉センター及び保健所は、関係機関と連携し、家族に対し、薬物依存に関する知識の付与、薬物依存のある者に対する適切な対応の教示など家族に対する支援を行う。

2) 依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会におけるセンターと保健所の役割

平成24年11月から厚生労働省社会・援護局にて、依存症者の治療や回復支援に関する検討が始まり、平成25年3月報告書が作成された。報告書には現状と課題から今後の取組みまで示されており、センターと保健所の役割が明記されている。検討された5項目を抜粋する。

- (1) 本人や家族が気軽に相談ができる体制の整備
- (2) 医療機関、行政、自助団体の連携体制の整備
- (3) 必要な医療を受けられる体制の整備
- (4) 当事者の状況に応じた回復プログラムの整備
- (5) 地域における本人や家族の支援体制の整備

D. 考察

長野県の薬物依存症対策の取組みは、それなりに進んできているが、十分とは言えない。薬物依存症の回復には、本人と支援者がつながり続けることが重要であることから、今後の関係機関の有機的な連携が望まれる。また、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部を猶予し早期社会復帰を促す「一部執行猶予制度」の施行も決まっていることから、本制度施行を見据えた薬物依存症支援については、関係機関において検討を深める必要がある。検討のための一要素として、当センターと保健所の連携という視点から、地域における薬物依存症支援について3項目に分けて考察する。

1) 薬物依存症の相談体制の充実強化

長野県は広大な面積を持ち10圏域に分かれているため、どこの保健所でも相談体制がとれるような相談対応の均てん化を図る必要がある。保健所では通常相談事業の中で薬物関連相談を行っているが、相談件数は少なく、経験の積み重ねができていないため対応に苦慮している。しかし、基本的には依存症の一つとして捉え、問題行動の基となる本質的な問題を捉えることで、アルコール依存症の対応ノウハウを活かすことができる。また、精神保健福祉相談は、相談者にとって利用しやすい精神科医師への初めての相談の機会となる。さらに、当センターと協働しながら事例を積み重ねることで、保健所での相談機能を高めることが可能だと考える。

2) 関係機関と連携した支援体制の推進

長野県では、保健所等の関係機関を集めた薬物依存症支援関係者連絡会議を開催しており、顔の見える連携の第一歩となっている。今後も、「一部執行猶予制度」施行等の実情に即した協議内容や参集範囲を検討し、有意義な会議の開催を目指す。また、当センター実施の刑務所出所者の引受人・家族の会における家族支援は、保健所と協働する良い機会となる可能性がある。

3) 本人と家族に対する個別支援の充実

「否認の病」、「家族の病」と言われている依存症の相談には、ファーストクライアントに家族が多いといった特徴がある。家族の相談は本人支援の第一歩へつながると考える。保健所の家族相談を基本としながら、当センター家族グループへの参加を促すなど、協働した体制により支援が充実する。本人への支援としては、専門医療機関、回復施設、当事者グループ等へつなげることが有用であるが、つなげた後も当センターや保健所で見守り続けることが支援の有効性を高めると考える。

E. まとめ

地域における薬物依存症支援について、当センターと保健所の連携という視点から考察したが、今後は保健所の実情に即した支援等の検討を深める必要がある。また、身近な相談機関である市町村との連携も重要であり、引き続き支援体制の推進を図りたいと考える。

F. 参考文献

- 1) 小泉典章ほか：長野県における薬物依存症対策の取組みについて。平成25年度分担研究報告書
- 2) 小泉典章ほか：平成25年度全国精神保健福祉センターの薬物・ギャンブル関連事業実施状況調査。平成25年度地域保健総合推進事業報告書